

かくだサイクルツーリズム推進計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、かくだサイクルツーリズム推進計画策定支援業務を委託するに当たり、価格評価のみならず、高度な知識と豊富な経験を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるもの。

2. 事業概要

(1) 事業名

かくだサイクルツーリズム推進計画策定支援業務

(2) 業務の内容

角田市におけるサイクルツーリズム推進計画の策定（詳細は「かくだサイクルツーリズム推進計画策定支援業務仕様書」に定めるところによる）

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 事業費上限

3,300,000円（消費税及び地方消費税含む）

3. 参加要件

(1) 企画提案に参加する者の資格は、次のとおりとする。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- ②令和4年度角田市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であり、宮城県内に本店又は支店又は営業所を有する者。
- ③有資格者に対する指名停止に関する要綱(平成7年角田市告示24号)の規定に基づく停止措置を現に受けていない者。
- ④過去5年間(平成29年度から令和3年度の間)において、自治体から発注された同種又は類似した業務を受注した実績を有する者。

4. 選定に係る日程

内容	日程
公告	令和4年6月6日(月)
質問書受付	令和4年6月6日(月)から 令和4年6月20日(月)まで
質問書の回答掲示	令和4年6月7日(火)から 令和4年7月8日(金)まで

参加申請書等の提出期限	令和4年6月22日（水）
参加資格確認通知書	令和4年7月1日（金）
提案書の提出期限	令和4年6月27日（月）
プレゼンテーション	令和4年7月8日（金） 予定
審査結果通知	令和4年7月中旬
契約予定日	令和4年7月中旬

4. 参加申請書等

(1) 本企画提案に参加しようとする者は、次に掲げる書類を作成し、提出すること。

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 会社概要・パンフレット等（任意様式）
- ④ 業務実績調書（任意様式）

(2) 記載上の留意点

業務実績調書には、実績として成果物等を1部添付すること。成果物等は、実績の内の一つの業務で構いません。

(3) 提出場所 〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41番地
角田市産業建設部商工観光課 観光物産係 電話 (0224) 63-2120

(4) 提出部数 1部

(5) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする）
又は郵送（(1)の提出期限日必着）とする。

(6) 参加資格確認結果の通知

審査結果は、令和4年7月1日（金）に発送する参加資格確認結果通知書により通知する。

5. 質問の受付と回答

本業務にあたり質疑がある場合は、以下により提出すること

- (1) 受付期間 令和4年6月22日（水）午後5時まで
- (2) 受付先 角田市産業建設部商工観光課 観光物産係
電子メール syoko@city.kakuda.lg.jp
FAX (0224) 63-4863
- (3) 質問内容 本企画提案に関する質問は、仕様書等に関する事項に限る。評価及び審査に関する質問、その他業務の実施に必要なと判断される質問は受付しない。
- (4) 質問方法 電子メールまたはファクシミリで送付するものとし、様式は問わない。
ただし、以下の事項は必ず記載すること。
 - ・質問件名 かくだサイクルツーリズム推進計画策定支援業務について
 - ・質問内容 箇条書きとし、わかりやすく記載すること。
 - ・質問者 事業者名、役職・氏名、電話番号、電子メールアドレス

- (5) 回答方法 提出のあった質問の回答は、受付期限の翌日から起算して2日以内にホームページに公表する。
※事業者選定に公平を保てない質問等、公表にふさわしくないと判断される質問は公表しない。

6. 提案書等の作成要領

- (1) 本企画提案に参加しようとする者は、次に掲げる書類を作成し、提出するものとする。
- ① 企画提案書（任意様式）
 - ② 企画提案内容説明資料（任意様式）
 - ③ 業務工程表（任意様式。ただし、A4判とする。）
 - ④ 見積書（任意様式。ただし、A4判とする。）
- (2) 記載上の留意点
- ① 企画提案書は別紙仕様書の内容を考慮した上で専門的知識を有さない者も理解できるように専門用語等には脚注を付すこと。
 - ② 企画提案書の文字サイズは、10ポイント以上とする。文書を補完する写真、イラスト、イメージ図などの使用は可とする。
 - ③ 別紙仕様書と異なる事項を提案する場合は記載すること。
 - ④ 業務工程表は、仕様書に基づき想定されるスケジュールを記載すること。
 - ⑤ 見積書は、仕様書の業務内容それぞれについて、内訳がわかるように記載すること。

7. 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次に定めるところにより提出するものとする。なお提出期限までに提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。

- (1) 提出期限 令和4年6月27日（月）午後5時まで
- (2) 提出場所 参加申請書と同じ
- (3) 提出部数 8部（1部ごとホチキス綴じ又はクリップ綴じとする。）
- (4) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする）又は郵送（(1)の提出期限日必着）とする。

8. 企画提案書等に対するプレゼンテーション

次により企画提案書等に係るプレゼンテーションによる審査を行う。

- (1) 実施日 令和4年7月8日（金） 時間は、参加資格確認結果通知書により通知する。
- (2) 会場 角田市役所庁舎
- (3) 時間
参加事業者1者当たり30分以内とし、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。

(4) プレゼンテーションの内容及び留意事項

提出した企画提案書等の内容に沿って説明を行うこと。必要に応じ、提案内容をプロジェクターによる投影をしながらの説明を認める。

プロジェクター及び投影スクリーン、PC用電源タップは市で準備する。なお、準備作業はヒアリング開始前の調整時間（10分以内）に行うものとする。

9. 優先交渉事業者の決定

(1) 評価基準に基づき審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉事業者とする。ただし、最高得点を得た提案者の得点が、選定委員会で定める基準点に満たない場合は、採択しない。

(2) 評価基準 別表評価基準のとおり。

(3) 選定結果 提案者に対し文書で通知するものとし、結果はホームページにより公表する。
なお、審査経過に関する質問には回答しません。

10. 契約の締結

契約内容及び仕様書については、採択された提案を基に市と詳細を協議の上、角田市契約規則に基づき契約を締結するもの。なお、契約金額については、協議の内容により提案金額と変更が生じることがあるもの。

11. その他

(1) プロポーザルに参加することによる一切の費用及び機材等は提案者の負担とする。

(2) 円滑な事業実施、成果の普及を図るため、この業務により生じた著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。

(3) 次の場合は失格とする。

① 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合。

② 提出書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合。

(4) 参加表明以降に審査を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 提出された書類及びデータ等は返却しない。

(6) 提出された書類について、無断で本業務の受託候補者の選定以外の目的には使用しない。

(7) 提出された書類について、角田市情報公開条例（平成11年角田市条例第22号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

12. 問い合わせ先

角田市産業建設部商工観光課（担当：志子田）

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41番地

電話 0224-63-2120（直通） FAX 0224-63-4863

メールアドレス syoko@city.kakuda.lg.jp